

○さかたで独立就農支援事業費補助金交付要綱

(平成 30 年 3 月 30 日告示第 194 号)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、本市での新規独立・自営就農者に必要な初期投資を支援することを目的として交付するさかたで独立就農支援事業費補助金(以下「補助金」という。)に関し、酒田市補助金等交付規則(平成 17 年規則第 53 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第 2 条 補助金の交付対象者は、市内に住所を置く者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に認める者

(補助対象経費等)

第 3 条 補助対象経費は、農地借上料、農業用資材等購入費、農業用機械等借上料とする。補助金の額は、100 万円を上限とし、市長が予算の範囲内で決定するものとする。

(補助対象期間)

第 4 条 同一人が補助を受けることができる期間は、経営開始後 12 月を限度とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を申請しようとする者は、さかたで独立就農支援事業費補助金交付申請書(様式第 1 号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) さかたで独立就農支援事業計画書(様式第 2 号)

(2) さかたで独立就農支援事業収支予算書(様式第 3 号)

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(決定通知)

第 6 条 市長は、補助金の交付を決定した場合は、さかたで独立就農支援事業費補助金交付決定通知書(様式第 4 号)により、速やかにその決定内容を通知するものとする。

(実績報告)

第 7 条 規則第 13 条に規定する補助事業等実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) さかたで独立就農支援事業実績書(様式第 5 号)

(2) さかたで独立就農支援事業収支精算書(様式第 6 号)

(3) 事業に要した経費の領収書その他経費の額を証明する書類の写し

(4) 事業を実施した状況を確認できる写真

(帳簿の保存等)

第8条 規則第20条に規定する帳簿及び書類の保存期間は、事業完了年度の翌年度から5年間とする。

(適用除外)

第9条 規則第3条、第4条及び第6条の規定は、この告示による補助金については、適用しない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(酒田市UIJターン就農支援事業費補助金交付要綱の廃止)

2 酒田市UIJターン就農支援事業費補助金交付要綱(平成27年告示第282号)は、廃止する。

(さかたへUターン就農支援事業費補助金交付要綱の廃止)

3 さかたへUターン就農支援事業費補助金交付要綱(平成27年告示第283号)は、廃止する。

様式第1号(第5条関係)

さかたで独立就農支援事業費補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

さかたで独立就農支援事業計画書

[別紙参照]

様式第3号(第5条関係)

さかたで独立就農支援事業収支予算書

[別紙参照]

様式第4号(第7条関係)

さかたで独立就農支援事業費補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 8 条関係)

さかたで独立就農支援事業実績書
[別紙参照]

様式第 6 号(第 8 条関係)

さかたで独立就農支援事業収支精算書
[別紙参照]